

狭山市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和6年2月
狭山市教育委員会

目 次

基本方針策定の趣旨	・・・ 1
1 方針の目的	・・・ 1
2 本市の現状	・・・ 1
(1) 時間外在校等時間（休日を含む）	
(2) 教職員の業務の内訳の主たる項目	
3 本市の課題	・・・ 2
(1) 「授業やその準備に集中できる時間」の確保	
(2) 「子供と向き合う時間」の確保	
(3) 「自ら専門性を高めるための時間」の確保	
(4) 「教職員の心身の健康」の保持増進	
4 目標	・・・ 2
5 目標達成に向けた4つの視点	・・・ 3
(1) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進	
(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	
(3) 教職員の負担軽減のための条件整備	
(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	
6 基本方針のフォローアップ	・・・ 3
(1) 出退勤管理システムによる客観的な在校時間の把握による教職員の健康管理への活用	
(2) 先進事例の情報提供や各学校の取組例の把握、情報共有	
(3) 地域人材の発掘や活用	
(4) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）による教職員の総業務量の削減や効率化	
7 目標達成に向けた主な取組・計画	・・・ 3
(1) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進	
(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	
(3) 教職員の負担軽減のための条件整備	
(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	

基本方針策定の趣旨

子供たちが、将来、社会の中でたくましく生きていくことができるようにするためには、知・徳・体のバランスを図りながら、「生きる力」を育むことが大切である。特に、これからは今まで以上に変化の激しい社会となることが考えられ、その社会を、主体的、創造的、協働的に生き抜く児童生徒を育むには、学校の役割が、ますます重要となっている。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が増大していく中、「改訂学習指導要領」による教育活動の確実な実施や「GIGAスクール構想」の実現に向けた教育実践の推進など、学校教育の更なる充実が求められている。

この基本方針策定の目的は、「子供たちと向き合う時間を確保」し、「学習指導」、「生徒指導」など、質の高い授業づくりをはじめ教育活動を一層充実させようというものである。

今後も教職員が本来の業務に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に継続して努める。

1 方針の目的

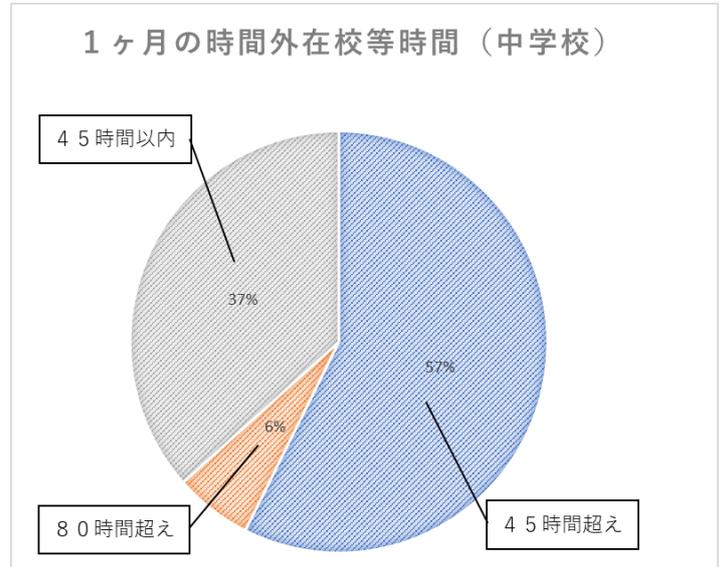
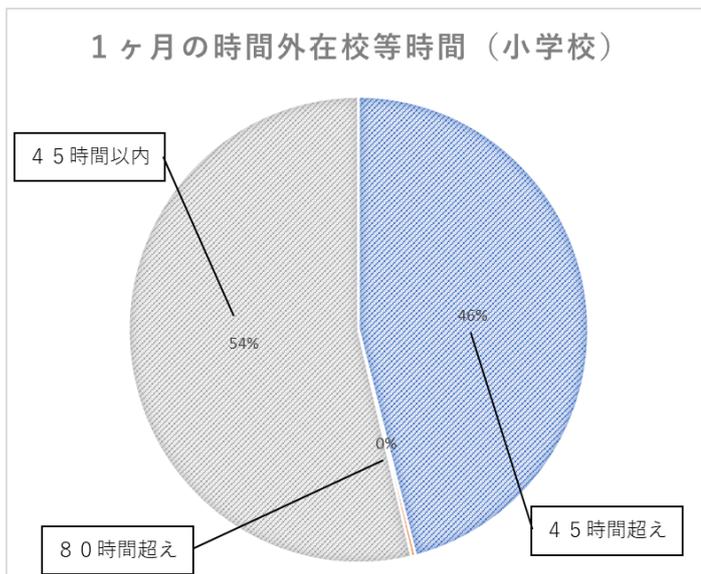
働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る。

2 本市の現状

(1) 時間外在校等時間（休日を含む） ※令和5年3月実施 勤務状況調査より

()内は埼玉県

- ① 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合
【小学校】 46.0% **【中学校】 57.4%**
(36.3%) (47.0%)
- ② 1ヶ月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合
【小学校】 0.3% **【中学校】 6.0%**
(1.6%) (6.8%)
- ③ 1年間の時間外在校等時間が360時間を超える教職員の割合
【小学校】 57.1% **【中学校】 76.0%**
(61.8%) (71.0%)



(2) 教職員の業務の内訳の主たる項目

(令和3年6月7月 働き方改革に関する実態調査 抽出校結果より)

- ① 小学校

授業	34%	授業準備	14%
書類作成等事務	14%	学年・学級経営	5%
会議・打合せ	5%	その他	28%

その他（登下校指導、補習、個別の面談、行事、校内研修、保護者・PTA活動対応、地域対応、行政・関係機関対応、校務としての研修、出張 等）

② 中学校

授業・・・・・・・・・・26% 部活動・・・・・・・・・・13%
 書類作成等事務・・・・13% 授業準備・・・・・・・・・・11%
 学年・学級経営・・・・10% 会議・打合せ・・・・・・7%
 生徒指導・集会・・・・4% その他・・・・・・・・・・16%

その他（登下校指導、補習、個別の面談、行事、校内研修、保護者・PTA活動対応、地域対応、行政・関係機関対応、校務としての研修、出張 等）

○県費職員の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分間

【一日の勤務時間の例】

例：A小学校



B中学校



- ・児童生徒の登校時間は勤務時間前となる。
- ・給食の時間は給食指導、生徒指導や事務処理等の時間となっている場合もある。
- ・休憩時間は、児童生徒の下校後の会議や研修時間、授業準備時間等の確保のために、児童生徒の在校している時間帯に短い時間で設定している学校もある。
- ・中学校の多くの部活動は勤務時間前・後で実施していることになる。
- ・電話の受付時間帯（7時半～18時や18時半まで等）を勤務時間外に設定しているのが現状である。

3 本市の課題

- (1) 「授業やその準備に集中できる時間」の確保
- (2) 「子供と向き合う時間」の確保
- (3) 「自ら専門性を高めるための時間」の確保
- (4) 「教職員の心身の健康」の保持増進

4 目標

時間外在校等時間 月平均45時間以内、年間360時間以内の教職員の割合を令和6年度末（令和7年3月31日）までに100%を目指す。

$$\text{在校等時間} = \text{①在校している時間} + \text{②校外において職務として行う研修や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間} + \text{③各地方公共団体が定めるテレワークの時間} - \text{④勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外の時間（※自己申告による）} - \text{⑤休憩時間}$$

$$\text{時間外在校等時間} = \text{在校等時間} - \text{所定の勤務時間}$$

※ 事務職員、学校栄養職員については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

5 目標達成に向けた4つの視点（県、市、学校が一体となって取り組む）

- (1) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の負担軽減のための条件整備
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

6 基本方針のフォローアップ

- (1) 出退勤管理システムによる客観的な在校時間の把握による教職員の健康管理への活用
- (2) 先進事例の情報提供や各学校の取組例の把握、情報共有
- (3) 地域人材の発掘や活用
- (4) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）による教職員の総業務量の削減や効率化

※教育DX…学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。単にアナログなものをデジタルに置き換えるという「デジタル化」ではなく教育や学校に変容、変革を起こすことが不可欠な要素と捉える。

7 目標達成に向けた主な取組・計画

- (1) 教職員の健康を意識した働き方改革の推進
 - ①職場環境改善の支援
 - ア 各学校における労働安全衛生推進者の選任と衛生に係る業務内容の確実な取組実施
 - イ 労働衛生安全推進のための学校への資料提供
 - ウ メンタルヘルスのためのストレスチェックを実施
 - ②在校時間の適切な把握とその結果の活用
 - ア 小・中学校における出退勤管理システムによる勤務時間管理の徹底
 - イ 勤務時間の教職員へのフィードバック及び長時間労働傾向にある教職員への働きかけと健康維持増進の視点からの呼びかけ
 - ③週休日の振替や休暇等を意識した働き方の推進
 - ア 休暇制度等の周知（休暇案内、子育て応援ハンドブック等）
 - イ 週休日等の割り振り変更についての周知及び確実な実施
 - ウ 年次休暇、特別休暇の取得促進のための取組
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
 - ①学校への送付文書・調査等の縮減
 - ア 電子掲示板機能の活用による送付文書の削減
 - ②効率的・効果的な研修、会議、学校訪問の実施及び縮減
 - ア 会議形態の工夫・時間配分の提示及び会議の終了時刻宣言
 - イ 複数の会議を同一日に開催し、会議日数を削減
 - ウ 内容の似た会議を統合するとともに、必要最低限の人数で開催
 - エ 会議資料は事前にメール等で配布し、当日の資料説明を必要最小限にすることで、会議を効率化
 - オ 会議資料は、1つの議題につき、資料の枚数制限をするとともに、既存資料の活用を徹底
 - カ 校内PCやタブレット端末を活用し、会議のペーパーレス化を図り、資料の印刷や丁合、配布にかかる時間を削減
 - ③業務の優先順位付けや見直し
 - ア 各学校や県、国から紹介された実践の情報提供（業務改善実践、ICTの活用等）
 - イ アの情報提供を受けて、市教委での検討及び各学校への働きかけ
 - ウ 児童生徒の作品へのコメントの簡略化や通知表の見直しなど評価の効率化の工夫

- ④各種団体等主催行事の精選
 - ア 市教育委員会と市教育研究会との連携による実施事業（委嘱研究など）の見直し
 - イ 市教育委員会主催の各種委員会の見直し
 - ウ 市教育研究会における各部会の実施事業（授業研究会や主催行事、研修会、刊行物など）の見直しの依頼
 - エ 市の各課や各団体等からの行事等の依頼・協力を精選
 - ⑤「狭山市の部活動の在り方に関する方針」にもとづいた部活動の適正化
 - ア 「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、各学校で「ガイドライン」を策定
 - イ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設定（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）
 - ウ 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度
 - エ 部活動の今後の在り方や地域移行に向けての検討
- (3) 教職員の負担軽減のための条件整備
- ①ICT化の推進
 - ア 校務におけるICT利活用
 - イ 業務の電子化や校務支援システムの活用により、事務作業の時間を削減
 - ウ 業務の電子化による、作業量の平準化及び業務全般の効率化
 - エ 校務支援システムの活用により学校間、学校と教育委員会との間の文書收受の効率化
 - オ メールやホームページを利用した家庭・地域との情報の共有化
 - ②専門スタッフの活用促進
 - ア 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置
 - イ 狭山市立教育センター職員（臨床心理士、教育相談員、適応指導教室指導員、SSW等）の業務内容や活用方法の例示
 - ウ 部活動指導員、部活動支援員の活用と増員に向けての働きかけ
（令和4年度配置：市内部活動指導員8名・市内部活動支援員24名※有償者）
 - ③学校評価及び人事評価制度における取組
 - ア 自己評価シートの中で働き方改革に関する目標設定と業務改善に向けた取組を推進
 - ④定時退勤しやすい環境整備の推進
 - ア 月1回の「ふれあいデー」や「ノー残業デー」等の設定の推進
 - イ 夏季休業中の学校閉庁日「サマーリフレッシュウィーク」の設定
 - ウ メッセージ電話の導入による教職員の業務負担軽減
 - ⑤事務職員の学校運営への主体的な関わりによる業務の効率化
 - ア 事務職員の専門的な能力の積極的な活用により、教員の事務処理支援
 - イ 学校事務の共同実施において、学校運営への主体的な関わり方の情報共有
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進
- ①地域との連携・協働の推進
 - ア 学校評議員や学校運営協議会制度を生かし、学校教育への地域住民の参画促進
 - イ 学校応援団に、保護者や地域、ボランティア団体などが参画し、連携・協働を推進
 - ②保護者や地域住民に対する教職員の負担軽減に係る理解促進
 - ア 「狭山市立小・中学校における働き方基本方針」の周知
 - イ 「狭山市立小・中学校における働き方基本方針」を推進するためのリーフレットの作成と活用